

	件名	市民の声（要旨）	市の回答（要旨）	所管課等	受付日	回答日
1	歩道のひび割れ及び暗渠の雑草	<p>大矢船北町のバス通りの車道と歩道の境目や歩道と暗渠の境目には舗装のひび割れが多く発生し、その影響で雑草が繁茂している状況です。自治会で道普請の際など、時折清掃しているところではありますが、とても追いつきません。特に、●●付近の歩道の舗装のひび割れが酷く、その一部が欠損しており段差が生じ、歩行者や自転車の通行が危険な状態となっております。2019年にも同様の申告を行いました、そのときには「舗装工事の実施時期が決まっていない」との回答を頂いております。</p> <p>市民にとって危険な状態を4年間も放置するのは、市政運営上いかがなものかと思えます。</p> <p>また、●●付近の暗渠上には「雑草」を通り越して「雑木」が繁茂している箇所があり、歩道上の通行の妨げになっています。そして、その暗渠上には枯れた鉢植えが無数に放置されています。見た目にもたいへんみすばらしく、害虫の発生などの心配もあります。以上、早急に対処していただきたいです。</p>	<p>ご指摘いただきました大矢船北町の歩道の舗装のひび割れにつきましては、簡易合材にて充填対応させていただきました。また、舗装の改修につきましては、調査を行い舗装計画を立て、状況の悪いところから優先順序をつけて、順次対応しております。2019年に申告いただいた際に優先順位に照らして「舗装工事の実施時期が決まっていない。」との回答をさせていただいております。今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。舗装改修までの間の、ひび割れ等に関しましては、今後も職員で対応してまいります。</p> <p>ご指摘の暗渠は公園河川課におきまして雨水排水施設として管理している構造物となります。また、その管理範囲はコンクリート構造物までとなっております。このコンクリート構造物より宅地側につきましては個人地となります。</p> <p>ご指摘の雑木はこの個人地より生えており、その管理については当該個人で行っていただく必要があります。しかしながら、雑木が生垣から繁茂し歩道通行の支障となっている箇所については、本課から当該土地所有者へ雑木の伐採等を指導いたします。</p> <p>また、鉢植えにつきましては所有者が不明ですが、これについても隣接土地所有者に実情を聞きとり、所有者が判明した場合は適切な処置を指導します。所有者が不明な場合は、雨水排水路の管理上支障となるものについては本課において処分いたします。</p>	道路課 公園河川課	R5.9.5	R5.10.3
2	肌の露出を防ぐAED用シート	<p>標記9月4日の朝日新聞記事について質問です。当方、救命指導員をしています。記事の写真を拝見して疑問がありますので質問させていただきます。</p> <p>当該シートを肌にかけて使用することですが、一次救命をおこなう際はまず上半身を裸にして、ペースメーカー等がついていないか、出血がないか等を確認します。胸骨圧迫は上半身に掌底の素肌を密着させておこないます。AEDのパッドはもちろん素肌に貼らないといけません。当該シートをかけたまま胸骨圧迫をすると、適切な位置がずれ、効果を望めないことが考えられます。知識のない人はパッドをシートの上から貼り付けるかもしれません。一次救命が適切におこなわれないことが危惧されますが、なぜ当該シートのような有害で役に立たないものを採用されたのか、当該シートを使って一次救命に失敗した場合、責任の所在はどうか、市の考えを教えてください。</p>	<p>本シート作成のきっかけは、京都大学などの研究チームの報告でした。同報告によりますと、学校構内でのAEDの使用率において男女差が生じている（女性の使用率が低い）ということでした。その原因として、女性にAEDを使用する際、服を脱がせることへの抵抗感が一因ではないかと分析されておりました。また、一般財団法人救急振興財団が発行する「応急手当講習テキスト」にも、人目にさらされないよう配慮することについて記述されております。以上のことから、AEDを使用することへの抵抗感を少なくさせる効果を期待し、本シートを作成したものです。</p> <p>次に、ご指摘いただきました点につきましては、以下のように認識しております。</p> <p>まず、「上半身を裸にして、ペースメーカー等がついていないか、出血がないか等」の確認において、本シートが支障になるのではないかとこの点についてです。AEDの使用では、救命や医療に関する知識を持たない、たまたま居合わせた人が使うことが想定されております。従いまして、本シートの使用・不使用を問わず、その方がAEDを使用するために上半身を裸にした際、ペースメーカー等を見落とししたり、出血の確認をしなかったりしても、責任を問われることはありません。もちろん知識をお持ちの方は、状態の確認後、本シートを被せていただけると考えています。</p> <p>胸骨圧迫する際の「上半身に掌底の素肌を密着させる」ことについては、胸骨圧迫は必ずしも素肌に密着させて行う必要はないと認識しております。むしろ、昨今の感染症対策の観点から考えると、何かしらの防止策が必要との考え方もあり、状況に応じた対処が求められます。</p> <p>AEDのパッドは「素肌に貼らないといけません」という点については、市といたしましても、もちろんそのように認識しており、本シートと一緒に注意点を記載した用紙を備え付けています。そこには、肌に直接パッドを貼るようイラスト付きで明示しております。しかしながら、混乱等予想される状況においては、ご</p>	危機管理課	R5.9.7	R5.9.12

			<p>指摘のように「パッドをシートの上から貼り付ける」ことが起こる可能性もあります。そこで、自治会や自主防災組織の訓練等の際に、AEDの正しい使用方法を紹介したり、救命講習の受講を勧めたりして、市民の意識向上に努めています。</p> <p>胸骨圧迫の位置につきましては、先述のテキストによりますと「胸の左右真ん中にある胸骨の下半分」と表記されており、多少の位置のずれは、圧迫の効果に多少の差はあるものの、大きな問題はないと考えております。</p> <p>最近、他の自治体等においても同様のシートの設置検討が進められているとも聞き及んでおります。今後、そのような情報等も収集し、よりよいAEDの利活用に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>AEDの使用時、「命が助かったのだから公衆の面前で裸にされても仕方がない」という考えでは、人権が尊重されているとは言えません。重ねてのご説明になりますが、本シートの作成は、AEDが必要な方の肌の露出への配慮、傷病者の尊厳を守るためであり、同時に男性が女性の救命措置を行うときの抵抗感を少なくするためでございます。</p>			
3	三日市町駅周辺の喫煙禁止条例に伴う看板	<p>喫煙禁止看板は ラミネート物の掲示になってますが 変形して見苦しい物も有り、工事用のテープを使ったやっつけ仕事で不快な場所も有るので、再掲示を願います。</p> <p>三日市町駅出て左側の2箇所のテープ貼りの掲示、喫煙禁止場所に入る入口の掲示です。</p> <p>喫煙禁止場所に入る入口の掲示は、政党が良く使うプラダンの板を使って下地を作って欲しいです。</p>	<p>○「養生テープを使用したラミネート加工の標示」について 【回答：環境政策課】 当該標示につきましては、路上喫煙禁止区域を広く周知するため設置しているものですが、美観にも配慮しつつ、より効果的な周知方法として、現在、特に路上喫煙行為が多く見受けられる西側ロータリーを中心に路面標示の貼り付けを進めております。このため、経年劣化が進んでおります当該養生テープを使用した標示につきましては、近日中に撤去を予定しております。 今後も、より効果的な周知・啓発方法の検討を進めてまいります。</p> <p>○「路上喫煙禁止区域を示すラミネート加工の標示」について 【回答：健康推進課】 当該標示につきましては、受動喫煙防止を広く周知するため設置しているものですが、ご指摘いただきましたとおり、ポスターの経年劣化が進んでおりましたので、ポスターの下地を強化の上、新しいものへ交換させていただきました。 今後も、美観にも配慮しつつ、より効果的な周知・啓発方法の検討を進めてまいります。</p>	環境政策課 健康推進課	R5. 9. 13	R5. 9. 25
4	三日市町駅周辺の自転車放置禁止条例に伴う看板	<p>看板が陳腐化して用を成してないどころか、汚くて町の美観に良くないから撤去してください。三日市町駅東側清見台に行く最初の階段までの道筋です。これは他の場所でも言える事です。他の場所でも再確認をお願いします。</p>	<p>ご連絡をいただきました看板について、撤去しました。また、他の看板につきましても、道路パトロールにて確認してまいります。</p>	道路課	R5. 9. 14	R5. 9. 25

5	カラーコーン撤去・保管・再利用依頼	<p>三日市町駅から清見台に上がる最初の階段上がった後2～30m歩いた後の右手に坂道降りる途中に有るカラーコーン、その先の歩道橋付近のカラーコーンが意味なく配置されています。無駄なので撤去して下さい。以前はポールも有ったかに記憶していますが既に盗まれたのでしょうか。</p>	<p>お問い合わせいただきましたカラーコーンについて、現場を確認してまいりました。階段の横にあるカラーコーンにつきましては、昨年に台風の影響で樹木が電線に架かったことから、樹木や枝葉を撤去しております。その結果、崖下が露わになったため、転落防止の注意喚起のため設置しているもので、転落防止対策が完了次第撤去してまいります。</p>	道路課	R5. 9. 19	R5. 10. 19
6	西高野街道	<p>質問1：今後の西高野街道の整備や観光促進の取り組みについて 質問2：西高野街道を有する他の自治体（堺市、河内長野市、大阪狭山市）とのコラボレーションの状況について 質問3：上記1，2を進める上での課題について</p>	<p>ご質問1：今後の西高野街道の整備や観光促進の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後の西高野街道の整備について 西高野街道沿い楠町東の公有地にて日本遺産PR看板やベンチの設置を検討しております。 ●今後の西高野街道の観光促進の取り組みについて 「高野街道」は、河内長野市が認定されている日本遺産の構成文化財でもあることから、日本遺産の普及啓発の中で、西高野街道を含む高野街道のPRを併せて行ってまいります。なお、今年度においては、下記のとおり、高野街道沿いの観光スポットを巡るデジタルスタンプラリー、及びイベント出展におけるPR等を実施しております。（なお、一部実施予定のものも含まれます） ・「日本遺産デジタルスタンプラリー～烏帽子形城跡・高野街道を巡る～」 実施時期：令和5年7月21日（金）～令和5年10月31日（火） スタンプポイント：多聞丸石像、旧三日市交番、烏帽子形城跡、大日寺、河内長野市観光案内所 ・大阪お城フェス2023 開催日：令和5年8月11日（金）～13日（日） 開催場所：ナレッジキャピタルコングレコンベンションセンター（グランフロント大阪） 実施内容：烏帽子形城跡の紹介を中心に、御城印の配布や、上記スタンプラリーのPR等を実施。 ・ツーリズムEXPO JAPAN2023 大阪・関西 開催日：令和5年10月26日（木）～29日（日） 開催場所：インテックス大阪 実施内容：高野街道を含む市の観光PRを実施。 <p>ご質問2：西高野街道を有する他の自治体（堺市、河内長野市、大阪狭山市）とのコラボレーションの状況</p> <p>堺市、河内長野市、大阪狭山市では、「西高野街道観光キャンペーン協議会」を設置し、西高野街道を中心とする地域の観光魅力のPRを行うとともに、観光客の受け入れ体制の充実と観光客の誘致促進に取り組んでおります。本協議会における近年の主な取り組みは下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ウォークラリー事業 地域への観光誘客と周遊促進を図るため、西高野街道周辺の観光スポットを巡るデジタルスタンプラリーを実施しております。 ①愉快・爽快・空海ウォークラリー（令和3年度） 実施時期：令和3年12月1日（水）～令和4年2月28日（月） コース：堺市コース →大小路、仁徳天皇陵古墳・大仙公園観光案内所、十二里石・関茶屋の街並 河内長野市コース →盛松寺、原町の旧阿弥陀寺跡石造物群、河内長野市観光案内所 大阪狭山市コース →狭山池博物館・郷土資料館、牛滝地藏尊 ②愉快・爽快・空海ウォークラリー（令和4年度） 	産業観光課	R5. 9. 20	R5. 9. 28

			<p>実施時期：令和4年12月1日(木)～令和5年2月28日(火) コース：堺市コース →大小路、百舌鳥のくす、十二里石・関茶屋の街並 河内長野市コース →旧三日市交番、烏帽子形城跡、酒蔵通り 大阪狭山市コース →天野街道と西高野街道の分岐、茶菓木大師堂、玄晶法師地蔵</p> <p>令和5年度においても、愉快・爽快・空海ウォークラリーの実施を予定しております。</p> <p>●観光プロモーション事業 令和5年度において、西高野街道の認知度向上と地域への観光誘客を図るため、地域外での誘客イベント等の実施を予定しております。</p> <p>ご質問3：上記1，2を進める上での課題について</p> <p>●西高野街道沿い楠町東の公有地の整備について 地域住民と協議の上、管理面や効果的な活用方法について合意形成を図っていく必要があると考えております。</p> <p>●ウォークラリー事業について より多くの方にご参加いただけるような取組みについて、検討する必要があると考えております。</p> <p>●観光プロモーション事業について 市外観光客・外国人観光客の誘致につながるよう、開催場所、時期、及び実施内容について検討していく必要があると考えております。</p>			
7	生活保護のお願い	<p>両親と同居しており、両親の年金のみで生活しているが、あまり服や食事を買うことができていません。就労を開始するまでの間、生活保護を受給させていただきませんか。</p>	<p>生活保護の要否判定において、その世帯についての詳細な情報（世帯の収入額・資産・家賃額・医療費負担等）が必要となり、一概に判断することはできませんので、電話やメール等による保護の要否判定については一切行っておりません。</p> <p>つきましては、市役所へご来庁していただき、必要に応じて保護の申請をしていただければと思いますが、市役所へ来ることが困難である特別な事情がある場合は担当ケースワーカーがご自宅に赴き相談に乗ることも可能ですので、その旨ご連絡いただければと思います。</p>	生活福祉課	R5. 9. 29	R5. 10. 3

※公表している市からの回答内容及び担当課名については、原則回答時点のものであり、現在の状況とは異なる場合がありますのでご了承ください。